

補助上限額
100万円

経営継承した後継者の皆さまへ

令和6年度

経営継承・発展等 支援事業補助金



地域農業の担い手の経営を継承した後継者による

経営発展に向けた取組を

国と市町村が一体で支援をします！



経営継承・発展等支援事業補助金事務局

NCA

一般社団法人全国農業会議所
National Chamber of Agriculture

経営継承・発展支援事業の概要

事業の概要

本事業は、地域農業の担い手の経営を継承した後継者^(※1)による、その経営を発展させる取組を支援することにより、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保することが目的です。

(※1: 令和6年度事業においては、令和5年1月1日以降に継承した者)

補助対象者の要件

地域農業の担い手(中心経営体等)の先代事業者(個人事業主又は法人の代表者)からその経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者(親子、第三者など先代事業者との関係は問わない)であって、経営発展計画^(※2)を策定するなどの要件を満たした者が対象となります。

(※2: 経営発展計画の提出先は市町村になります)

補助額・補助対象となる取組

補助上限 100万円 [国と市町村が2分の1ずつ負担^(※3)]

(※3: 本事業による国の支援(負担)は、市町村が後継者の経営発展に向けた取組に必要な事業費の2分の1(上限50万円)を負担する場合に限って実施できます)

経営発展に向けた以下の取組に要する経費を補助します



本事業の詳細はこちら



応募手続

補助金事務局である全国農業会議所が定める公募要領に基づき、市町村が本事業による補助を受けようとする後継者の方を募集します。詳細は、全国農業会議所のホームページなどをご確認ください。

お問い合わせ先

経営継承・発展等支援事業補助金事務局
一般社団法人 全国農業会議所

電話 **03-6910-1124** [受付時間 平日 9:30-17:00]

メール keieikeisyou@nca.or.jp

特設サイト <https://keisyou-hatten.maff.go.jp>